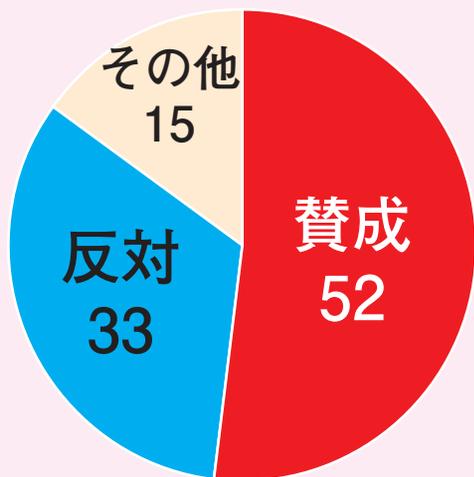
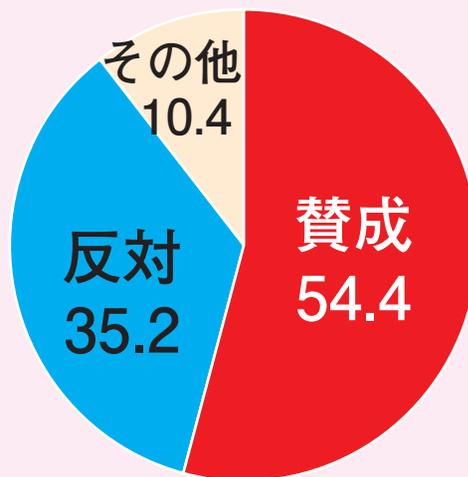


国民は旧宮家からの 養子案を支持しています！

—男系による安定的な皇位継承制度の法制化を—



日本経済新聞社
(令和4年1月31日)



共同通信社
(令和4年1月24日)

旧宮家からの
養子案に
過半数が賛成です

政府が国会に養子案を含む「皇族数の確保」のための方策案を報告したことを受けて実施された世論調査によると、過半数の国民が養子案に賛成しています。

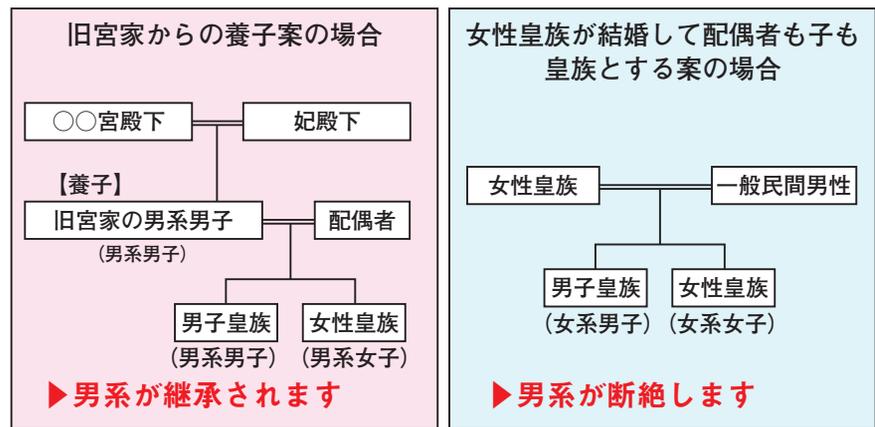
皇室の伝統を守る国民の会

会長 山東昭子 (参議院議員・元参議院議長)

いま国会で、「皇位の男系継承の堅持」か「将来の女系継承に道を開く」か、どちらを選択するかが問われています。

いま国会では、①「女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について」②「皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて」、この二つの議論が続いています。具体的には女性皇族の婚姻後の配偶者及び子を皇族とするか否か、また旧宮家の男系男子を養子とする方策を認めるか否かが焦点になっています。これらの議論は、重要な意味を持っています。

なぜなら、男系による安定的皇位継承を実現するための養子案による法整備か、民間男子を皇室に入れ将来の女系天皇に道を開く法整備かを選択することになるからです。



憲法が規定する象徴天皇制は、皇室の伝統によって支えられている

(1) 皇室の伝統 — 「祈り」と「国民に心を寄せる」ご姿勢

現行の憲法は、第1条で天皇を「日本国及び日本国民統合の象徴」とし、その地位は「国民の総意」に基づくと規定しています。象徴天皇制は、今や国民に定着し、国民の幅広い尊敬と支持を集めています。

それは歴代天皇が、皇位とともに継承されてきた皇室の伝統精神である「祈り」と「国民に心を寄せる」ことを、次のお言葉にあるように、象徴天皇のあるべき姿として務めてこられたからにはほかなりません。

①昭和天皇—歴代天皇の伝統精神に対する国民の信頼が、

万世一系の天皇を守ってきた（昭和52年8月23日、記者会見）

「日本の皇室は昔から国民の信頼によって万世一系を保っていたのであります」「その原因というものは、皇室もまた国民をわが子と考えられて、非常に国民を大事にされた。その代々の天皇の伝統的な思召しというものが、今日をなしたと私は信じます」

②天皇陛下 — 「祈り」と「国民に心を寄せる」ご精神は歴代天皇に継承されてきた（平成29年2月23日、誕生日記者会見）

「災害や疫病の流行に対して、般若心経を写経して奉納された例は、平安時代に疫病の大流行があった折の嵯峨天皇をはじめ、鎌倉時代の後嵯峨天皇、伏見天皇、南北朝時代の北朝の後光厳天皇、室町時代の後花園天皇、後土御門天皇、後柏原天皇、そして、今お話しした後奈良天皇などが挙げられます」

③紀宮清子内親王 — 皇室の在り方は「祈り」と「国民に心を寄せる」である（平成2年4月16日、誕生日記者会見）

「両陛下のご日常や、地方のご旅行にお伴した折のご様子を拝見しておりますと、以前、元東宮大夫が記した記事の中で、皇后さまがおっしゃっておいででした『皇室は祈りでありたい』という言葉をよく思い出します。これはある事柄や事態に対して、それがどのように解かれていくのが最も良いかということを決めるのは国民の英知であって、皇室はひたすらそのことに関して良かれと、祈り続ける役目を負うということを表しております」

(2) 天皇が「祈り」と「国民に心を寄せる」宗教的存在でもあるからこそ、男系継承を重んじてきた

日本の天皇の本質は「祈り」と「国民に心を寄せる」ことにあり、いわば宗教的存在でもあります。ヘブライ大学のベン・アミ・シロニー教授は、宗教的権威の地位の継承の在り方について「歴代のローマ法皇と枢機卿は全て男性であり、チベット・ラマ教のダライラマ、ユダヤ教のラビ、イスラム教の神職なども男性でなくてはならず、その地位は多くは男性によって継承される。このように、宗教的権威を男性に限り、男系によって継承する考え方は、世界の宗教の常識であり、特別変わった考え方ではない」と指摘しています。

我が国においては、男系による皇位継承が守られるとともに、「祈り」と「国民に心を寄せる」という皇室の在り方も、ご祖先から受け継いできた伝統精神として歴代天皇に継承されてきました。したがって国民の幅広い尊敬と支持を得ている我が国の象徴天皇制は、皇位の男系継承と不可分の関係なのです。

世界が認める万世一系の天皇のご存在

(1) 万世一系の天皇の正統性を世界は別格の存在として見ている

こうした天皇の存在が、国際社会における日本の立場に重みを与えている事



神武天皇御陵に御即位を奉告された天皇陛下
(令和元年 11 月 27 日)【時事】

実に目を向けるべきです。

例えば、面会が極めて難しいことで知られていたサウジアラビアのバンドル・ビン・スルタン王子が日本の中村滋大使とは私邸で面会が実現しました。その理由として、王子は「自分は通常、外国の大使には会わないが日本は例外である。日本の皇室を尊敬しているからだ」と述べています。また中村滋大使の指摘によれば、「日本の皇室が万世一系の、世界でも珍しい長い歴史と伝統を保持しているから」とのことです(西川恵「アラブの王室が『天皇陛下』に注ぐ『尊敬の念』」より)。

皇室は、万世一系の長い歴史と伝統を保持していることによって、世界でも別格の皇位の正統性を有する存在となっているのです。

(2) 「戦争の傷」を癒し日英親善の実現に努められた歴代天皇

歴代天皇の英国ご訪問により、戦争の傷跡が強烈に残っていた日英両国の和解を実現させた事実もあります。

①昭和天皇 — 天皇として初めて英国をご訪問

昭和天皇は昭和 46 年に英国をご訪問になりました。天皇が外国をご訪問されたのは歴史上初めてのことです。昭和天皇は、晩餐会で日本が英国から多くを学んできてことをお述べになりましたが、バッキンガム宮殿に向かう昭和天皇の馬車列にコートが投げつけられ、記念植樹が切り倒される事件もありました。昭和天皇は日英和解を願われ、次の和歌をお詠みになっています。

昭和天皇御製

戦果ててみそとせ近きになほうらむ人あるをわれはおもひかなしむ

②上皇陛下 — 身をもって元捕虜の痛みに向き合い続けられる

上皇陛下は、平成 10 年ご訪英の際の晩餐会で「戦争により人々の受けた傷を思う時、深い心の痛みを覚えます」と率直に英国国民に語りかけられました。

さらに平成14年、エリザベス女王御即位60周年記念式典ご出席のため英国をご訪問になりました。「無名戦士の墓」に立ち寄られた時、元戦争捕虜団体の抗議活動に出会われましたが、立ち止まられて彼らの抗議の声に向き合い続けられました。その結果、元戦争捕虜たちは「自分たちの気持ちをわかってくれた」と評価していたとのことでした。

③天皇陛下 — 異例の歓迎を受けられる

天皇陛下は令和4年、エリザベス女王の国葬に参列されました。天皇陛下が外国の王室の葬儀に参列するのも異例のことです。昭和天皇、上皇陛下、天皇陛下と異例のご訪問の積み重ねと和解へのご努力の上に、現在の日英友好関係が築かれました。そのことを象徴しているのが、令和6年6月の公式ご訪問での英国の歓迎ぶりです。この時には



歓迎式典でチャールズ国王と歩かれる天皇陛下
(令和6年6月25日)【時事】

抗議の声は全くありませんでした。歓迎式典の際、通常大統領などの元首クラスには21発とされる砲兵隊による礼砲が、天皇陛下には41発放たれたのです。

ご祖先を対象とする「祭り」の実践が男系継承を守ってきた

元宮内庁掌典（宮中の祭祀を司る役職）として皇室のお祭りに携わってこられた鎌田純一皇學館大学名誉教授は、「私共にとって伊勢の神宮というと天照大御神、神様ですが、陛下にはご祖先なのです。第一のご祖先のお宮という念が非常にお強い」（「皇室祭祀と建国の心」と指摘しています。

さらに皇室は、歴代天皇の崩御の年から節目ごとに「式年祭」というお祭りを行っておられます。年間を通してご祖先を対象として「祭り」がなされ

令和6年に行われた式年祭

1月7日	第124代昭和天皇祭
1月30日	第121代孝明天皇例祭
4月3日	第1代神武天皇祭
5月19日	第99代後龜山天皇600年式年祭
7月24日	第91代後宇多天皇700年式年祭
7月30日	第122代明治天皇例祭
8月9日	第51代平城天皇1200年式年祭
10月1日	第4代懿徳天皇2500年式年祭
12月25日	第123代大正天皇例祭

ているのです。

このように天皇陛下にとって、お祭りの対象であるご祖先は具体的です。父方をさかのぼれば初代の神武天皇に辿りつきます。すなわち男系による皇位の継承が初代神武天皇から126代目の今上陛下まで続いていることによって祖先祭祀ははじめて成り立つのです。したがって皇室の「祈り」と「国民に心を寄せる」天皇の伝統を守るためには、万世一系の男系による皇位の継承を守る必要があります。

旧宮家からの養子案の実現による皇族数の確保が、悠仁親王殿下をお支えすることになる

政府有識者会議は、「皇位継承の歴史を振り返るとき、次世代の皇位継承者がいらっしゃる中でその仕組みに大きな変更を加えることには、十分慎重でなければなりません」とした上で、次世代である悠仁親王を支える皇族数を確保するために、皇統に属する男系男子、すなわち旧宮家の中から皇族に入っていたく養子案を提案しました。その旧宮家とは、どのような存在でしょうか。

(1) 旧宮家は皇室と近い姻戚関係にあり親しい交流もある

旧宮家については、「久邇家の当主邦昭氏は上皇陛下といとこ関係にあり、東久邇家の当主も今上陛下といとこ関係にある。また、東久邇家には明治天皇と昭和天皇のお二人の内親王が降嫁され、竹田家にも明治天皇の内親王が降嫁されている。さらに、旧賀陽宮家は明治時代に久邇宮家から分家して設立された」（百地章日本大学名誉教授）として、皇室と近い姻戚関係にある方々がおられます。

しかも昭和天皇の「此度、臣籍に降下になるとも、皇室との交際は、ちっともかはらぬ」とのお言葉で生まれた「菊栄親睦会」（7頁写真参照）には多くの旧宮家の方々が参加されています。例えば平成6年4月には、伏見博明氏、久邇朝建氏、久邇朝宏氏、梨本徳彦氏、朝香誠彦氏、東久邇信彦氏、壬生基博氏、東久邇眞彦氏、東久邇盛彦氏、東久邇征彦氏、北白川道久氏、竹田恒和氏、東久邇照彦氏、東久邇睦彦氏、壬生基敦氏ら15名の旧宮家の男性が参列され、現皇族の方々との親しい交流が続いています。

また故三笠宮寛仁親王殿下は、「みなさんが意外にご存じないのは、我々現職の皇族と旧宮家の方々はすごく近しく付き合ってきたことです。それは先帝様のご親戚の集まりである『菊栄親睦会』をベースとして、たとえばゴルフ好きが集まって会を作ったりしています。また、お正月や天皇誕生日には、皇族



現皇族と旧宮家の方々の交流の場「菊栄親睦会」（写真は平成3年）

と旧皇族が全員、皇居に集まって両陛下に拝賀というご挨拶をします」（「日本が震えた皇室の肉声」）と証言しておられます。

(2) 養子案が実現すれば現在の宮家も守られる

現在、常陸宮家・三笠宮家・高円宮家には、男子皇族の後継者がおられません。しかしこれらの宮家に旧宮家の男子が養子に入られれば三つの宮家は存続し、男子がお生まれになれば、その方は、生まれながらの男子皇族として皇位継承権を持ち、その宮家を継承されることとなります。そうなれば、悠仁親王殿下をお支えする男子皇族が増えるとともに、現在の宮家が続いていくこととなります。

(3) 悠仁親王殿下を旧宮家を含めたファミリーとして支える体制を確立すべき

このような旧宮家の男系男子孫を養子として皇室に迎え、旧宮家が血縁が近くまた親しい交流のある親族、すなわちファミリーとして、悠仁親王殿下をお支えする体制を確立することが重要なのではないのでしょうか。

国会は、男系による安定的な皇位継承のため、養子案で一刻も早い法整備の実現を！

現在、国会では「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告」、すなわち政府報告書を踏まえ、次の三点を議論しています。

- ① 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること
- ② 皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること
- ③ 皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること

国会での検討では、「皇統に属する男系男子を養子に迎える方策」は8党派が賛成しており、主要政党間では反対の表明はありません。しかも検討の中で出された、「養子縁組を巡る対象者の意思が未確認」との課題の指摘に対し、政府側が「当事者の意思確認は制度創設後でなければ困難」と説明するなど、課題もほぼ解消されました。

国会が政府報告書の提案を尊重して「立法府の総意」として確認し、一刻も早い法整備が実現することを切に願っています。

皇室の伝統を守る国民の会

皇室の伝統を守る国民の会は、「伝統に基づく皇位継承制度」の堅持を求める国民の声に応え、平成24年5月、各界各層の有識者の賛同により設立されました。ご就任いただいている役員総数は、中央・地方あわせて1812名です（令和6年7月2日現在）。

皇室リーフレット No3 「国民は旧宮家からの養子案を支持しています！」
実費1部15円 発行＝令和7年4月7日

このリーフレットへのお問合せ・ご請求は下記事務局までご連絡下さい。

【事務局】 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-2-2 朝日ビル4階
電話 03-5213-4318 FAX 03-5212-7201
ホームページ <https://kdentou.com/>

国民の会 HP に
アクセスできます

